

「契約」の基本



契約とは

「契約」って、どんなイメージ？

キャリアのショップで
スマホを買う！

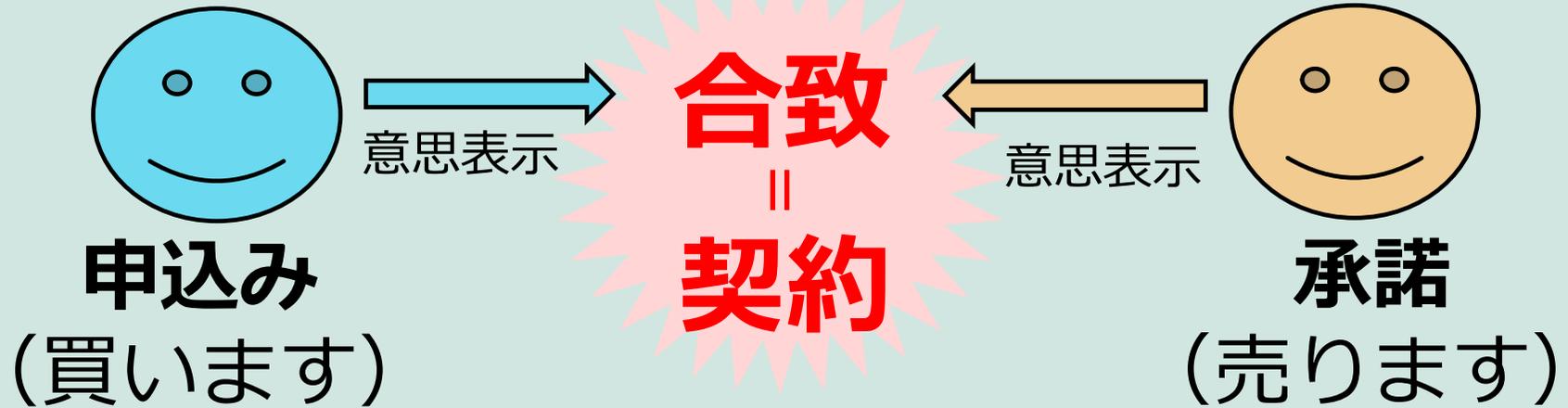


大きくて
高額な物を買う！

年俸10億円で
某球団に入団！



契約の成立



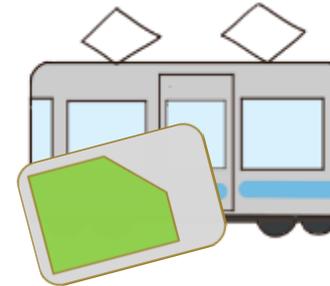
日常生活は「契約」でいっぱい！



コンビニで飲み物を買う



ネット通販で服を買う

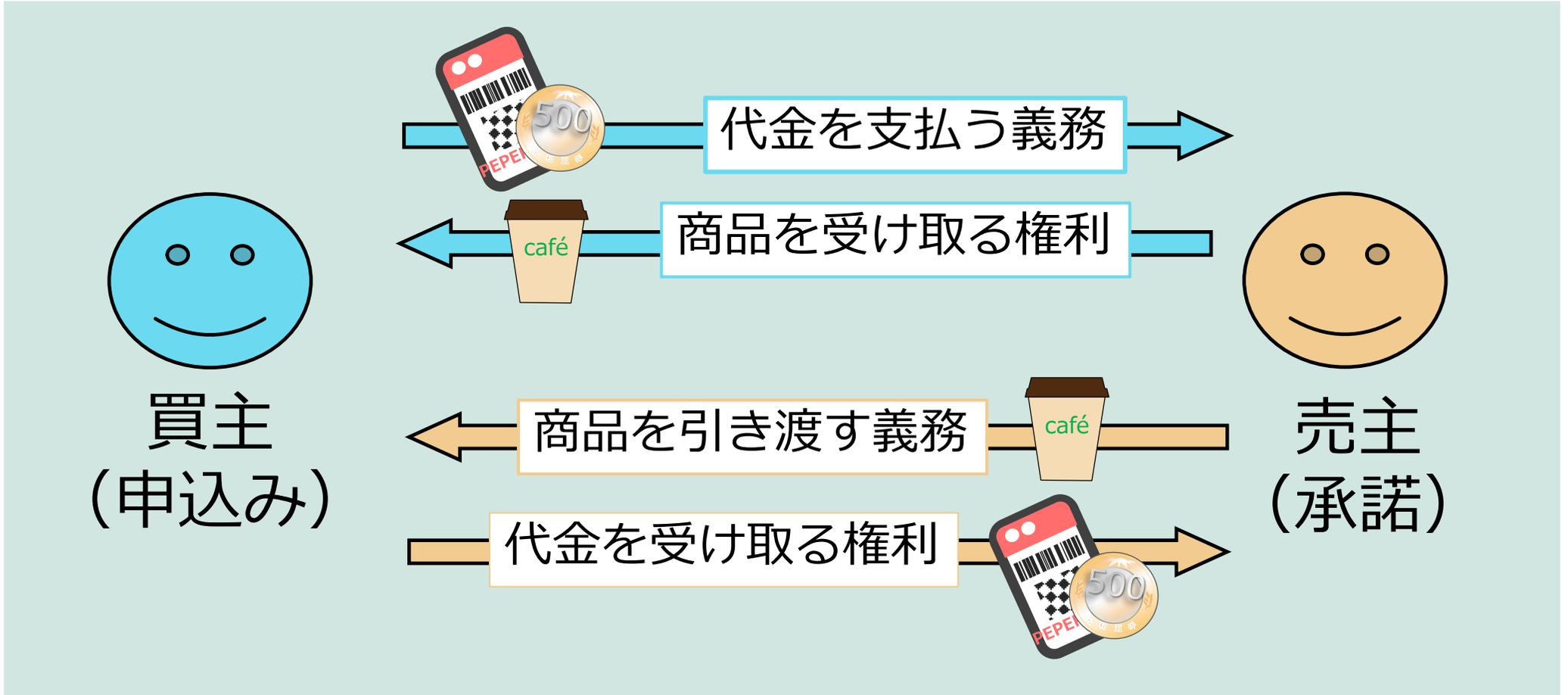


ICカードで電車に乗る



スマホに音楽をダウンロードする

権利と義務の発生



契約 = 法的な責任が生じる約束

契約をやめる

消費者を守る法律・制度

- 民法（未成年者契約の取消し）
- 特定商取引法（特定商取引に関する法律）
- 消費者契約法



契約をやめる 民法

【民法】未成年者契約の取消し

未成年者契約の取消し

- ・小遣いの範囲を超える額
- ・親の承諾なし
- ・未婚
- ・成年だと嘘をついていない

↑ 未成年

17歳

契約をやめたい

民法

未成年者は取引の知識、経験、判断力が未熟だから法で保護します

成年

- ・契約金額不問
- ・自分の判断

↓

18歳

契約をやめたい

学生、18歳になりたてでも、未成年者契約の取消しはできません。

【民法】（未成年者契約の取消し）

要件（以下の要件がすべて当てはまれば契約の取消を主張できます）

- 契約時の年齢が18歳未満
- 未婚
- 法定代理人（多くは両親、親権者）が同意していない
- 小遣いの範囲内でない
- 詐術※1を用いていない
- 法定代理人から許された営業に関する取引でない
- 未成年者が成年になってから、又は法定代理人の追認※2がない
- 取消権が時効になっていない（時効は未成年者が成年になったときから5年間又は契約から20年間）

※1 詐術：未成年者が「自分は成年だ」「法定代理人の同意を得ている」などの嘘をついた結果、相手が誤信したこと

※2 追認：取消しできる契約（不安定な状態の法律行為）を、有効なものとして確定すること

取消しの効果

- 契約時にさかのぼって「最初からなかったもの」とされる
- 代金支払の義務はなくなる
- 支払った代金があれば返還請求できる
- 既に受取った商品やサービスは、現在手元にある分だけ（現存利益）を返還する
例：サプリメントを一部食べてしまった場合、残っている分だけ返せばよい

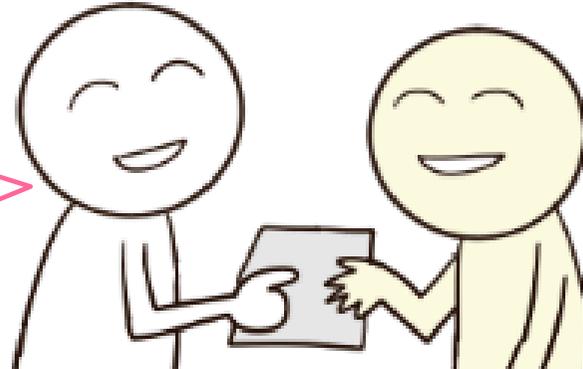
契約取消しの意思表示は口頭でも良いのですが、後日のトラブルを避けるためには書面で通知し、通知した証拠を残しておきましょう。

通知

【民法】合意解除・約定解除

合意解除：売主・買主の双方の合意で契約解除できる

すみません、
もうこの契約は×××
なので、解約していい
ですか？



ああ、そういう事情
ならいいですよ。

約定解除：「契約」で定めた手順をもって契約解除
(例：手付金)

契約時に決めたとおり、
「手付金」を放棄すれば
(私にくれれば)
解約に合意しますよ



すみません、
この前契約した〇〇
ですが、事情で解約
したいです

契約をやめる 特定商取引法（特定商取引に関する法律）

取引類型	クーリング・オフ適用期間	中途解約	取消権	その他
訪問販売 店舗以外の場所で行う商品・サービスの契約 キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF商法などを含む	8日間	×	○	過量販売解除権
通信販売 事業者が新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申込みを受ける取引	×	×	×	返品特約等のルール (※3)
電話勧誘販売 事業者から電話で勧誘を受けて行う商品・サービスの契約	8日間	×	○	過量販売解除権
連鎖販売取引 個人を販売員として勧誘し、更にその個人に次の販売員の勧誘をさせる形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・サービスの取引	20日間	○	○	
特定継続的役務提供 継続的にサービスの提供を受け、高額な契約になりがちな取引 エステティックサロン、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの7種	8日間	○	○	エステ・美容医療は1か月、その他は2か月を超え、かつ契約金額が5万円を超える契約が対象。
業務提供誘引販売取引 「仕事を提供するので収入が得られる」と勧誘し、そのために必要だとして商品やサービスを契約させる取引	20日間	×	○	
訪問購入 店舗以外の場所で、事業者が消費者の物品の購入を行う取引	8日間	×	×	クーリング・オフ期間中は品物の引渡拒否可
ネガティブ・オプション（送り付け商法） 注文していない商品を一方的に送り付け、代金を請求する商法	—	—	—	商品到着後、直ちに処分可能

※1 電話勧誘販売に該当するものを除きます

※2 「特定申込み」に該当する通信販売では、事業者には「消費者が契約に必要とする事項を一覧性をもって確認できるように表示する義務」があります。
事業者が表示について違反し、その表示を消費者が誤認して申し込みをした場合は取り消しができます。

※3 販売業者が「返品特約」を定めていない場合は、商品の引き渡し日から8日間は売買契約を解除できます。

【特定商取引法】クーリング・オフについて

何でも「クーリング・オフ」できるわけではありません



❌ 昨日、お店で買ったセーター、やっぱり要らないから、買った時のレシートを持ってクーリング・オフに行った



❌ ネット通販で買ったかわいいトップス...のはずが、ビミョーな色...
そうだ、クーリング・オフしよう

【特定商取引法】 クーリング・オフできる取引

訪問販売 8日

消費者の自宅など「店舗以外の場所」で行う取引



電話勧誘 8日

電話で勧誘を受ける取引

※一旦切った後、郵便や電話で申し込み
する場合も適用対象

カニ買ってくれませんか？
マンション投資しませんか？
電話料金が～ガス代金が～
電気料金が～光回線が～
今なら安くなりますよ～
今キャンペーン中です～



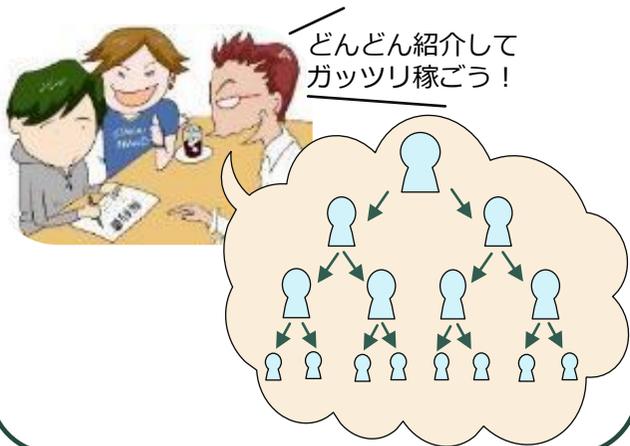
訪問購入 8日

事業者が消費者の自宅に来て
物品の購入を行う取引



連鎖販売取引 20日

いわゆるマルチ商法



業務提携誘引販売取引

「仕事を提供するから 20日
仕事に使うための○○
を買って」と勧誘する副業や
内職商法



特定継続的役務提供

エステティックサロン、8日
美容医療、語学教室、
家庭教師、学習塾、パソコン
教室、結婚相手紹介サービス



エステ・美容医療は1か月、その他は
2か月を超え、かつ契約金額が5万円
を超える契約が対象。

【特定商取引法】クーリング・オフについて

適用期間について

- ◆「買った日・契約した日」ではなく、契約書又は申込書面（以下、法定書面）を受け取った日が起算日です。連鎖販売取引については、「法定書面を受け取った日」または「商品の引渡し日」のいずれか遅い日が起算日です。
- ◆通知を発送したときに効力が生じます。
- ◆書面を交付されなかった、書面に不備があった、事業者の嘘や脅しでク・オフを妨害された場合は、改めて書面を受領した日から起算します。

クーリング・オフの効果

- 支払った代金は全額返金されます。
- 商品を受け取っている場合は、事業者の負担で商品を引き取ってもらえます。また、事業者に原状回復するよう（例えば、施工した所を元に戻すよう）請求できます。
- 契約を解除しても、違約金や損害賠償金を支払う必要はありません。

クーリング・オフできないもの

- 自分の意思で店舗に出向いての契約（ただし、「特定継続的役務提供」「連鎖販売取引」「業務提供誘引販売取引」を除く）
- 通信販売 ※一部「電話勧誘販売」に該当するケースもあります。
- 営業のための契約（ただし「連鎖販売取引」「業務提供誘引販売取引」を除く）
- 政令指定の消耗品を自分の意思で使用・消費したとき（ただし、書面にその旨記載されている場合）
- 自動車、自動車リース、葬儀等のクーリング・オフになじまない取引
- 3,000円未満の現金取引
- 「訪問購入」で、政令で定められたもの（自動車・家庭用電気機械器具・家具・書籍等）
- 特定商取引法以外の法律の規定が適用できるケース

【特定商取引法】クーリング・オフの仕方

(例) はがき等書面の書き方

契約解除通知書

次の契約を解除します。

契約年月日	令和〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇円
販売会社名	〇〇株式会社
担当者	△△△△氏
	××営業所

支払い済みの代金〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

令和〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 氏名 〇〇〇〇

訪問購入の場合は、「引き渡し済みの〇〇を返還してください」

絶対に書くこと

- ・ 契約年月日
- ・ 購入商品名
- ・ 契約金額
- ・ 契約者名
- ・ 発信日

クレジットカードで支払った、購入の時にクレジット契約をした場合、**クレジット会社にも同時に通知!**

(例) メールの書き方

宛先: +++++@++++.co.jp
件名: クーリング・オフ

株式会社×××御中

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇円
販売会社名 〇〇株式会社 ××営業所
担当者 △△△△氏

支払い済みの代金〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

令和〇年〇月〇日
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名 〇〇〇〇

通知内容と通知した日が分かるデータを5年保存!

はがき(書面)は簡易書留や特定記録郵便で送る
メール・専用フォームはスクショなどを撮る

【特定商取引法】通信販売での解約

クーリング・オフは
ありません



ご解約
ですね？



一方的に返品しても
解約にはなりません



解約・返品は
事業者の定めた
返品特約にしたがいます

* 特約を定めていない場合は、商品の引き渡し日から8日間は消費者の送料負担で売買契約を解除できます。

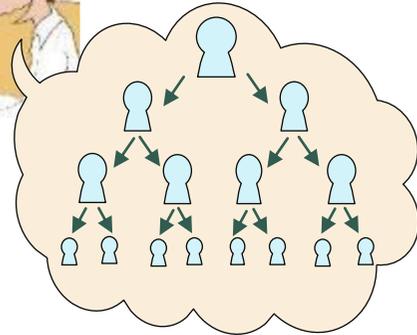
【特定商取引法】 中途解約

連鎖販売取引

いわゆるマルチ商法



どんどん紹介して
ガッツリ稼ごう！



特定継続的役務提供

エステティックサロン、
美容医療、語学教室、
家庭教師、学習塾、パソコン教室、
結婚相手紹介サービス



エステ・美容医療は1か月、
その他は2か月を超え、
かつ契約金額が5万円を
超える契約が対象。

法で定められた違約金を支払えば中途解約できます

長期で高額になりがちな契約、
ビジネスに不慣れなのに販売員などになるような契約は
支払いできるのか、続けられるか、**契約前によ〜く考えましょう★**

契約をやめる 消費者契約法

事業者の以下の行為によって消費者が「誤認」「困惑」等した状態で契約した場合は契約取消しを主張できます。

類型	取消しできる不当な勧誘	内容
誤認	不実告知	重要事項について事実と異なることを告げた
	断定的判断の提供	将来的における変動が不確実な事項について確実であると告げた
	不利益事実の不告知	消費者の利益となる旨を告げながら、重要事項について消費者の不利益となる事実を故意または重大な過失によって告げなかった
困惑	不退去	消費者が事業者に対し、退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず退去しなかった
	退去妨害	消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず消費者を退去させなかった
	退去困難な場所へ同行	勧誘することを告げずに消費者を退去困難な場所へ連れて行き、消費者が退去困難であることを知りながら勧誘をした
	威迫する言動を交えて相談の連絡を妨害	消費者が消費者契約を締結するか相談を行うため、電話等によって第三者に連絡したいと言ったが、事業者が威迫する言葉を交えて連絡を妨害して勧誘をした
	社会生活上の経験不足を不当に利用して、不安をあおる告知	消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、不安をあおり、契約が必要と告げた
	社会生活上の経験不足を不当に利用して、恋愛感情に乗じた人間関係の濫用	消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、勧誘者に行為の感情を抱き、かつ、勧誘者も同様の感情を抱いていると誤信していることを知りながら、契約しなければ関係が破綻すると告げた
	判断力の低下を不当に利用	加齢や心身の故障により判断力が著しく低下していることから、現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、不安をあおり、契約が必要だと告げた
	靈感等による知見を用いた告知	靈感等の特別な能力により、消費者又はその親族の生命等の現在生じ若しくは将来生じる重大な不利益を回避できないとの不安をあおり、又は不安に乗じて、契約が必要と告げた
	契約前に強引に債務の内容を実施	契約締結前に、契約による義務を実施し、又は目的物の現状を変更し、実施前の原状の回復を著しく困難にした 契約締結前に、契約締結を目指した事業活動を実施し、これにより生じた損失の補償を請求した

【消費者契約法】こんな勧誘に注意！



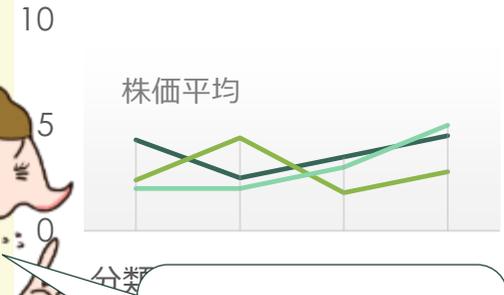
これは危ない！
タイヤの溝がかなり
摩耗してますよお！
すぐ交換しましょう

溝、ガッツリ
あるけどね

事実と違うことを言う
(不実告知)



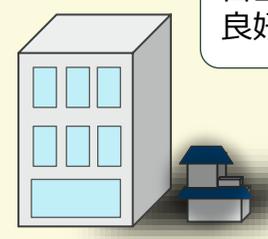
この株は絶対！必ず！
か・く・じ・つ・に
値上がりします！



将来における変動が不確かなことを
「確実」と言う
(断定的判断の提供)

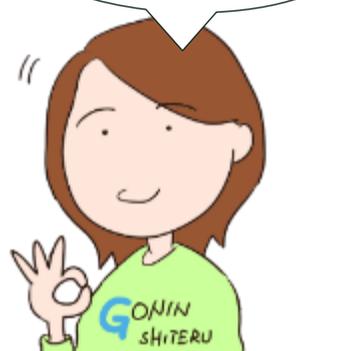


日当たりめっちゃ
良好です！



来年、目の前にビルが
建ってスッポリ
日陰になるけどね！

良いことばかりで、不利になることを
知っているのに言わない
(不利益事実の不告知)



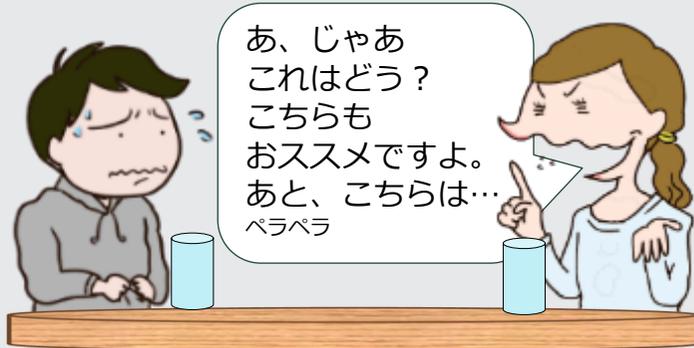
なるほど！
なら契約します！

消費者が誤認して契約

【消費者契約法】こんな勧誘に注意！

お願いしても帰ってくれない（不退去）

帰ってよお



帰りたいたいののに帰らせてくれない（退去妨害）

帰り
たいよお



退去困難な場所へ同行

ここどこ!?
民家は?
道路は?
帰れないよお



威迫する言動を交えて相談の連絡を妨害

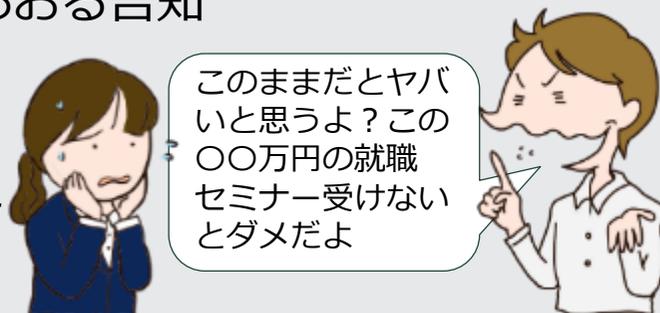
ママに聞いて
から…



社会生活上の経験不足を不当に利用して

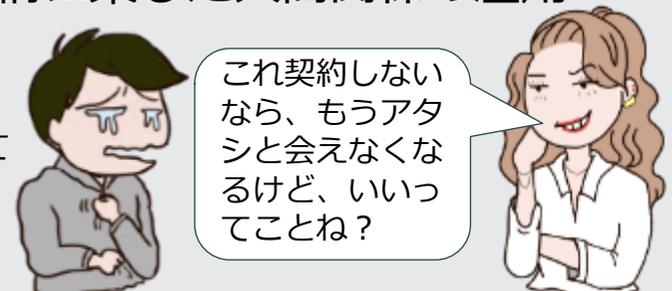
不安をあおる告知

就職
できない!?
どうしよう…



好意の感情に乗じた人間関係の濫用

契約するから!
会わないなんて
言わないでえ

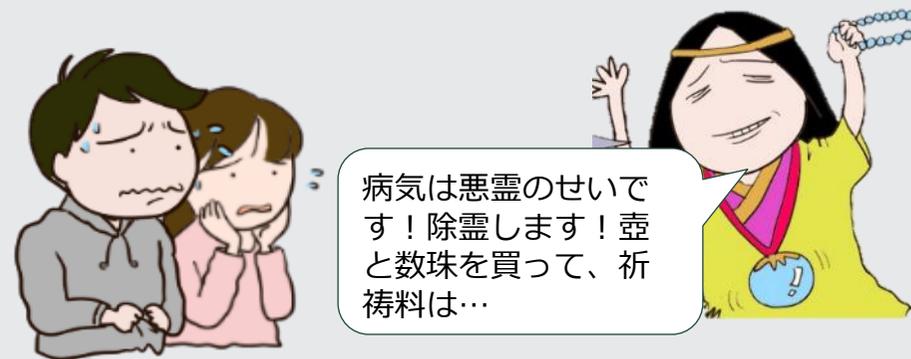


【消費者契約法】こんな勧誘に注意！

判断力の低下の不当な利用

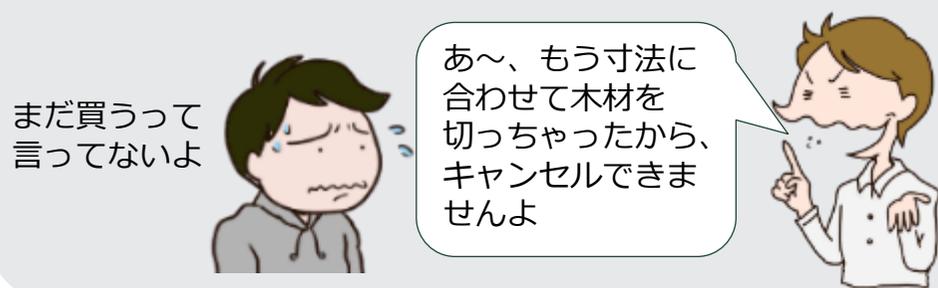


靈感等による知見を用いた告知

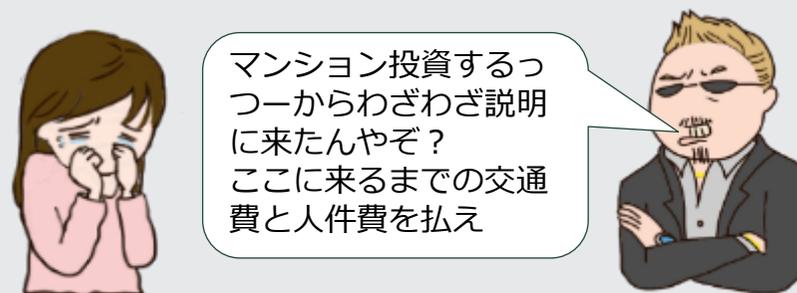


契約申込・締結前に

契約内容を実施して、 目的物の原状回復を難しくする



事業活動によって生じた損失の補填を請求



行使期間

追認できる時から1年間。靈感商法は3年間
or
契約締結から5年間。靈感商法は10年間

【消費者契約法】 不当な契約条項の無効

以下の「不当な契約条項」は、契約書に記載されていても無効となることがあります。

無効にできる不当な契約条項	内容
事業者は責任を負わないとする条項	損害賠償責任の全部を免除する条項、事業者の故意又は重過失による場合に損害賠償責任の一部を免除する条項や、事業者が責任の有無や限度を自ら決定する条項
免責の範囲が不明確な条項	事業者の損害賠償責任の一部を免除する条項で、免責の範囲が不明確なもの ※「軽過失の場合のみ適用」など、適用の範囲を明らかにしていないと無効
消費者はいかなる理由でもキャンセルできないとする条項	消費者の解除権を放棄させる条項や事業者が消費者の解除権の有無を自ら決定する条項
成年後見制度を利用すると契約が解除されてしまう条項	事業者に対し、消費者が後見開始等の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する条項
平均的な損害の額を超えるキャンセル料条項	キャンセル料の内、契約の解除に伴う平均的な損害額を超える部分や、遅延損害金につき年利14.6%を超える部分についての条項
消費者の利益を一方的に害する条項	任意規定の適用による場合に比べ、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するもの

確かに、契約書に書いてはあるけれど… これらは、無効になる可能性があります

事業者は責任を負わないとする条項

ジムのマシンでケガしたから治療費払ってください！



当社は一切責任を負いません

ほらあ、契約書に書いてあるでしょ？



平均的な損害の額を超えるキャンセル料条項

キャンセルするけど、当日1年前なので返金してください



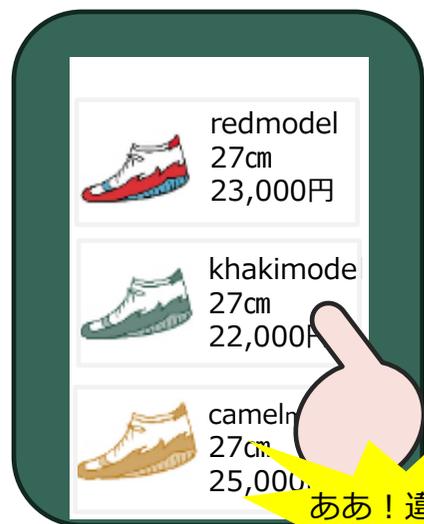
いつ申し出ても、キャンセル料は100%ですよ？返金はないです



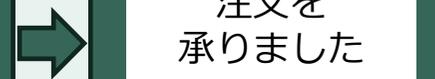
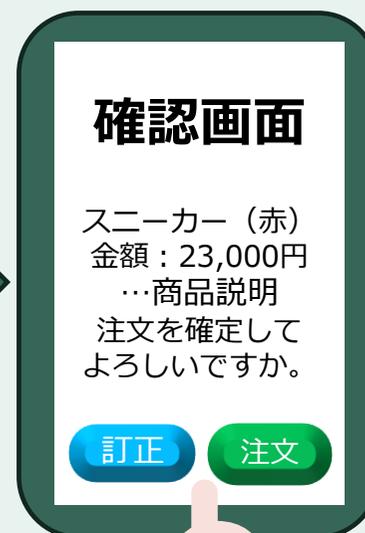
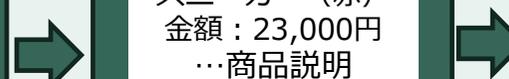
その他【電子消費者契約法】



事業者の措置なし
取消の主張 ○



事業者の措置あり



※「措置」は、利用者が申込みをした後、簡単に申込内容を確認・訂正できる画面が設けられていることを指します。

契約をやめる 放っておくと、どうなるの？



私は定期購入を頼んだつもりもないし、商品は送り返したからもう支払わなくていいわよね！

お金がないから払えないや...
ネットに「支払いは無視すればいい」って書いてあるから、放っておいていいよね



放っておくと...

督促状

早く支払って！

クレジット
カード滞納
信用情報に影響し
ますよ



裁判だ！

困った時は、すぐ相談！

全国共通の電話番号

「消費者ホットライン」

☎ 1888



消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

おまけ

用語解説

- **無効**：契約が初めからなかったことになること
- **取消し**：一旦成立した契約を遡って無効にすること
- **解除**：契約当事者の意思表示によって契約の効力をさかのぼって消滅させること
- **追認**：取消しできる行為を、取り消さないとして契約を確定させること
- **錯誤**：勘違い、言い間違いなどで本心とは違ったことを意思表示したが、本人がその間違いに気づいていないこと
- **誤認**：違うものを、そうだと誤って認めること
- **重過失**：わずかな注意をすれば気付けたにもかかわらず、気付けなかった著しい落ち度のこと
- **故意**：わざと
- **心裡留保**：表意者が、自分の本心とは違うことを自覚していながら、相手にその違うことを表示すること
- **通謀虚偽表示**：当事者同士が通じてする虚偽の意思表示
- **善意の第三者**：法律上関わりのある当事者間で、特定の事情を知らない第三者のこと